

第12章 事後調査

12.1. 環境影響評価法に基づく事後調査

山梨県区間の環境影響評価法に基づく事後調査の内容は表 12.1-1 に、長野県区間の環境影響評価法に基づく事後調査の内容は表 12.1-2 に示すとおりであり、実施主体は事業予定者です。

なお、表 12.1-1 及び表 12.1-2 に示す以外の項目については、採用した予測手法の予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さいこと、また、採用した環境保全措置の効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性は小さいことなどから、事後調査は実施しません。

表 12.1-1 (1) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容（山梨県）

環境要素の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素の区分	影響要因の区分			
水象	河川	道路（地表式、地下式）の存在、切土工等又は既存の工作物の除去及びトンネル工事の実施	環境保全措置（観測修正法による最適な構造及び工法の採用）の内容をより詳細なものにするために実施	○地下水の水位 ○トンネル内の湧水量 ○河川等の流量	○調査時期 工事前、工事中及び完成後（大門ダム貯水池（清里湖）等の既存観測所の常時観測データ活用をしながら、月1回程度の観測を基本とする） ○調査地域 河川水と地下水が連続し、河床が自然溪流の河川等の周辺 ○調査方法 地下水観測孔による地下水の水位の観測、トンネル内で発生する湧水量の観測、河川等の流量の観測
	地下水	道路（地表式、地下式）の存在、切土工等又は既存の工作物の除去及びトンネル工事の実施	環境保全措置（観測修正法による最適な構造及び工法の採用）の内容をより詳細なものにするために実施	○地下水の水位 ○湧水の湧水量 ○トンネル内の湧水量 ○河川等の流量	○調査時期 工事前、工事中及び完成後 ○調査地域 東念場地区及び平沢地区における湧水等の周辺 ○調査方法 地下水観測孔による地下水の水位の観測、湧水の流量の観測、トンネル内で発生する湧水量の観測、河川等の流量の観測
動物	重要な種及び注目すべき生息地	道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施	環境保全措置（工事工程の検討及び段階的な工事の実施等（コンディショニング）及び代替営巣地の創出）の内容をより詳細なものにするために実施	○ハチクマ、ツミ、オオタカ、フクロウの生息状況	○調査時期 工事前～工事中の調査対象の繁殖期を基本 ○調査地域 ハチクマ営巣地周辺（BY 地区、CY 地区、FY 地区、GY 地区、HY 地区） ツミ営巣地周辺（IY 地区） オオタカ営巣地周辺（NY 地区、OY 地区） フクロウ営巣地周辺（JY 地区） ○調査方法 直接観察による生息状況の確認

表 12.1-1 (2) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容（山梨県）

環境要素の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素の区分	影響要因の区分			
動物	重要な種及び注目すべき生息地	道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施	環境保全措置（工事工程の検討及び段階的な工事の実施等（移動経路の確保））の内容をより詳細なものにするために実施	○ヤマネの生息状況	○調査期間 工事中～供用後を基本 ○調査地域 アニマルパスウェイ等の設置地点、樹木植栽箇所 ○調査方法 目視観察及び自動撮影装置による利用状況の確認
植物	重要な種及び群落	道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施	環境保全措置（重要な植物種の移植又は播種）の内容をより詳細なものにするために実施	○移植又は播種した植物の生育状況	○調査時期 各種の生活史及び生育特性等に応じて設定 ○調査範囲 移植又は播種を講じた植物の生育地（ヘラオモダカ、ホンバノアマナ、サクラソウ、バアソブ） ○調査方法 移植又は播種を講じた植物の生育状況（株数、形状・生育高、開花・結実状況等）、並びに生育環境の状況確認
生態系	地域を特徴づける生態系	道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施	環境保全措置（工事工程の検討及び段階的な工事の実施等（コンディショニング）及び代替営巣地の創出）の内容をより詳細なものにするために実施	○オオタカ及びフクロウの生息状況	○調査時期 工事前～工事中の調査対象の繁殖期を基本 ○調査地域 オオタカ営巣地周辺（NY 地区、OY 地区） フクロウ営巣地周辺（JY 地区） ○調査方法 直接観察による生息状況の確認

表 12.1-2 (1) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容（長野県）

環境要素の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素の区分	影響要因の区分			
水象	河川	道路（地表式、地下式）の存在、切土工等又は既存の工作物の除去及びトンネル工事の実施	環境保全措置（観測修正法による最適な構造及び工法の採用）の内容をより詳細なものにするために実施	○地下水の水位 ○トンネル内の湧水量 ○河川等の流量	○調査時期 工事前、工事中及び完成後 ○調査地域 河川水と地下水が連続し、河床が自然溪流の河川等の周辺 ○調査方法 地下水観測孔による地下水の水位の観測、トンネル内で発生する湧水量の観測、河川等の流量の観測
	地下水	道路（地表式、地下式）の存在、切土工等又は既存の工作物の除去及びトンネル工事の実施	環境保全措置（観測修正法による最適な構造及び工法の採用）の内容をより詳細なものにするために実施	○地下水の水位 ○湧水の湧水量 ○トンネル内の湧水量 ○河川等の流量	○調査時期 工事前、工事中及び完成後 ○調査地域 野辺山高原における湧水等の周辺 松原湖・長湖及びその周辺 ○調査方法 地下水観測孔による地下水の水位の観測、湧水の流量の観測、トンネル内で発生する湧水量の観測、河川等の流量の観測
動物	重要な種及び注目すべき生息地	道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施	環境保全措置（工事工程の検討及び段階的な工事の実施等（コンディショニング）及び代替営巣地の創出）の内容をより詳細なものにするために実施	○ハチクマ及びハイタカの生息状況	○調査期間 工事前～工事中の調査対象の繁殖期を基本 ○調査地域 ハチクマ営巣地周辺（BN 地区、EN 地区、HN 地区、IN 地区、KN 地区） ハイタカ営巣地周辺（AN 地区） ○調査方法 直接観察による生息状況の確認

表 12.1-2 (2) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容（長野県）

環境要素の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素の区分	影響要因の区分			
植物	重要な種及び群落	道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施	環境保全措置（重要な植物種の移植又は播種）の内容をより詳細なものにするために実施	○移植又は播種した植物の生育状況	○調査期間 各種の生活史及び生育特性等に応じて設定 ○調査地域 移植又は播種を講じた植物の生育地（エビラシダ、イトトリゲモ、トリゲモ、イトモ、ユウスゲ、ミクリ、ヒロハノハネガヤ、ボタン属、ハナムグラ、ツルカメバソウ、トダイハハコ） ○調査方法 移植又は播種を講じた植物の生育状況（株数、形状・生育高、開花・結実状況等）、並びに生育環境の状況確認

12. 2. 山梨県環境影響評価条例に基づく事後調査

山梨県環境影響評価条例第四十六条で準用する条例第三十八条から条例第四十二条及び条例第四十四条の規定に基づき、対象事業の実施中及び実施後において、評価書に記載された環境影響評価の項目に係る環境の状況及び環境の保全のための措置の実施状況を把握するために、中間報告書及び完了報告書の作成等の手続きを行います。

なお、事後調査計画については、表 12.1-1 及び表 12.1-2 に示す内容を基本とする中で、工事着手前に詳細事項を検討し、関係機関と協議しながら調査を実施します。

12.3. 長野県環境影響評価条例に基づく事後調査

長野県環境影響評価条例に基づく事後調査手続きを実施します。事後調査及び知事意見による調査の実施主体は、事業予定者です。調査等の項目及び手法については、関係機関と連携しながら事業実施段階で検討します。実施にあたっては、詳細計画確定後に条例に基づく事後調査計画書を作成します。